

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：平成30年11月27日（火） 午前10時30分から
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 社会保険等未加入対策の実施について…………… 1
（平成31年4月1日以降適用開始）
- 2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について…………… 9
（平成31年4月1日以降適用開始）
- 3 工事成績条件付一般競争入札について……………20
（平成31年6月1日以降適用開始）
- 4 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る
工事成績評定の対象工事の緩和について……………21
（平成30年12月1日以降適用開始）
- 5 工事関係書類の簡素化について……………22
 - ①施工計画書の記載事項の簡素化要領について
（平成30年12月1日以降適用開始）
 - ②工事写真の電子納品について〔試行〕
（平成31年4月1日以降適用開始）
- 6 その他……………25
 - (1) 災害時の発注について
 - (2) 随意契約の依頼方法について
 - (3) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る
主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）
 - (4) 平成31・32年度競争入札参加資格申請について
- 7 質疑応答

東広島市 総務部

検査課 TEL082-420-0950

契約課 TEL082-420-0930

1 社会保険等未加入対策の実施について

1 趣旨

建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、市発注工事における社会保険等未加入対策を実施します。（※社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。）

2 本市における今までの取り組み

(1) 【平成 26 年 11 月】入札参加資格の制限

平成 27・28 年度建設工事入札参加資格申請において社会保険等の加入を要件化

(2) 【平成 27 年 4 月】公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲を、下請契約を締結するすべての工事に拡大

(3) 【平成 28 年 1 月】建設業許可行政庁への通報

受注者が提出する施工体制台帳で、二次以降を含むすべての下請業者について、そのいずれかが社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

(4) 【平成 30 年 4 月】社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、次の措置を実施する。

措 置	内 容
(1) 違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の 10% を請求する。
(2) 指名除外の措置	契約違反に該当し、1 か月（最大 4 か月）の指名除外を行う。
(3) 工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、10 点（最大 20 点）の減点を行う。

「特別の事情」とは

災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ア 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- イ 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ウ 他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- エ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

(5) 【平成 30 年 4 月】法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務化

受注者が作成し提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する欄を新設し、法定福利費の内訳明示を義務化

※入札（見積）時に提出する入札（見積）金額の積算内訳書についても法定福利費を明示する欄を新設しています。

3 改正内容

社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。

二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、指定期間内（※）に社会保険等に参加した確認書類が受注者から提出されず、かつ、特別の事情があると発注者が認めなかったときは、受注者に対して、次の措置を実施します。

措 置	内 容
(1) 違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の <u>5%</u> を請求する。
(2) 指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大4か月）の指名除外を行う。
(3) 工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、10点（最大20点）の減点を行う。

※ 指定期間は原則30日としますが、受注者が適切に加入指導を行っているなど、相当の理由がある場合は、二次下請負人については60日、三次以降の下請負人については90日まで延長できるものとします。

(1) 違約金の請求

建設工事請負契約約款、設計施工一括発注工事対象請負契約約款を改正します。

建設工事請負契約約款、設計施工一括発注工事対象請負契約約款（案）

<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p>(1) 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</p> <p>(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</p> <p>3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額</p> <p>(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額</p>
--

(2) 指名除外の措置

契約違反に該当し、1か月（最大4か月）の指名除外を行います。

建設業者等指名除外基準要綱

(契約違反) 8 他の措置要件に該当する場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
--	--------------------------

(3) 工事成績評定の減点

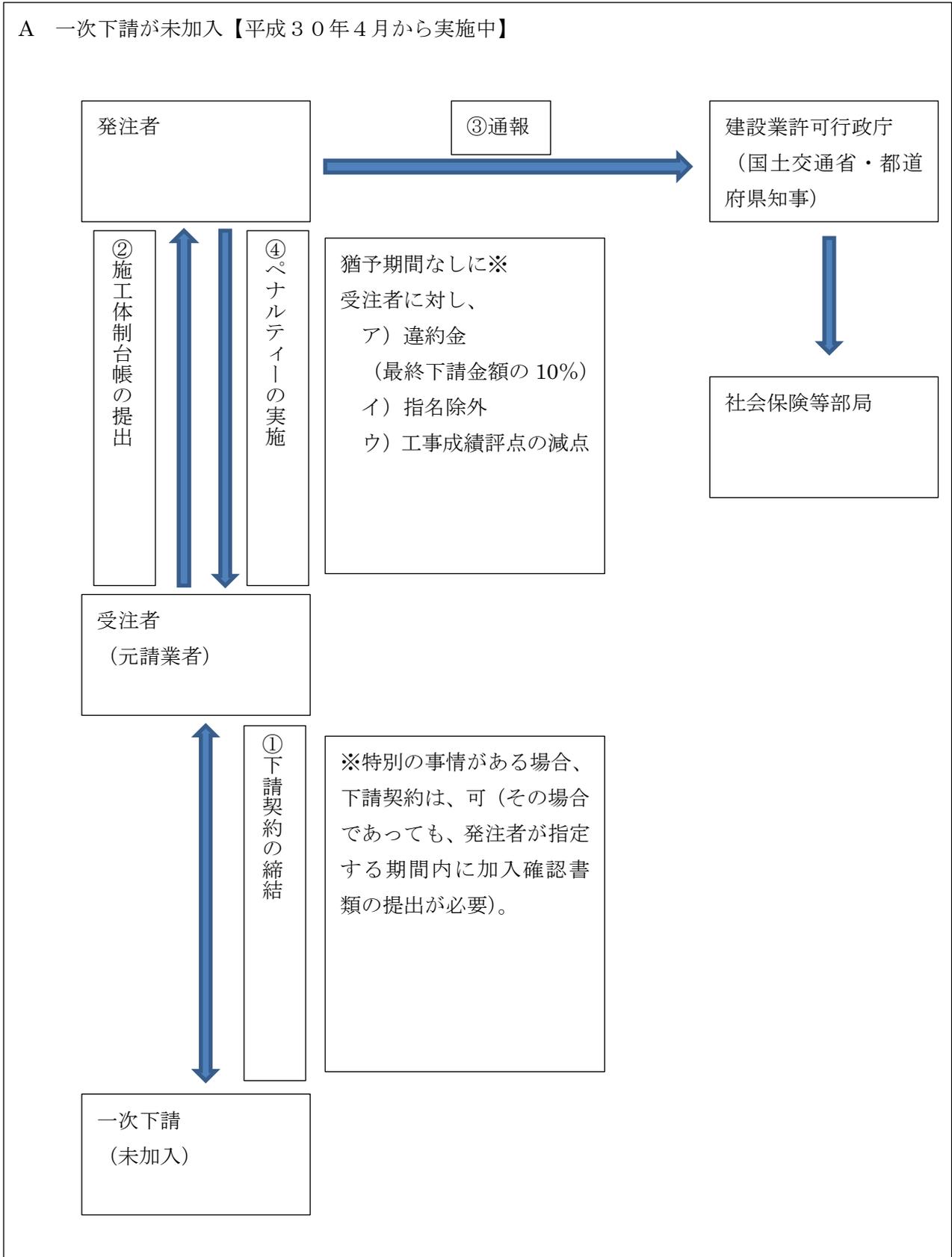
指名除外措置に伴い、10点（最大20点）の減点を行います。

4 適用日

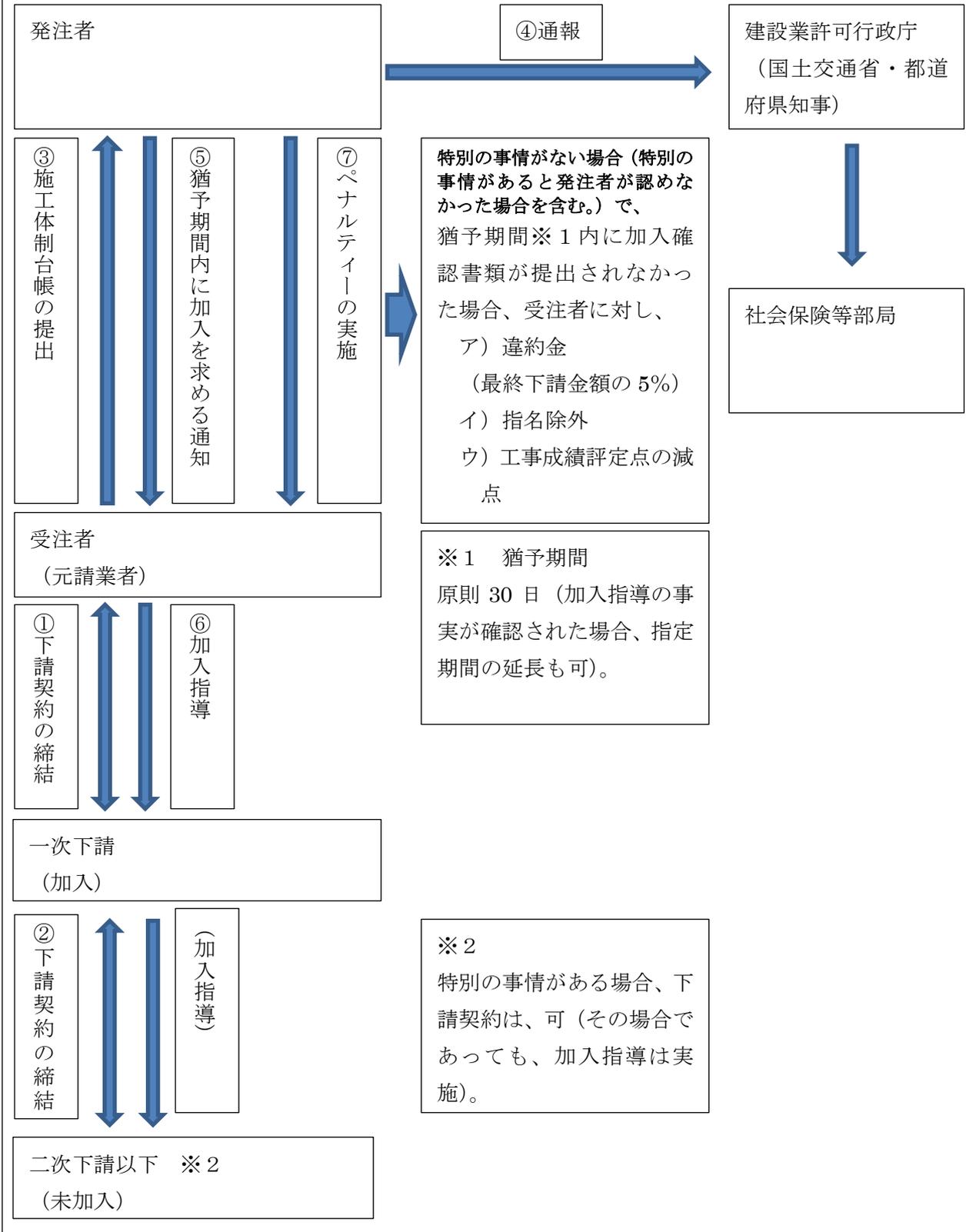
平成31年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

5 制度のイメージ

A 一次下請が未加入【平成30年4月から実施中】



B 二次下請以下が未加入【平成31年4月から実施】



6 受注者による社会保険等の加入状況の確認

元請企業は、国土交通省の定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って対応してください。直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認することとなります。

なお、加入状況の確認を行う対象は、施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲と同様で、建設業許可の有無に関わらず、「建設工事の請負契約」を締結する下請負人が対象となります。したがって、「建設工事の請負契約」に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外とします。

(1) 確認方法

- ① 下請契約の締結前に相手方の社会保険等への加入状況を保険料の領収済通知書等により確認してください（適用除外の場合、除外事由を相手方から資料等で確認してください。）
- ② 契約締結後、施工体制台帳を作成し、発注者に写し（契約書等含む。）を提出してください。

(2) 特別の事情について

下請契約の相手方が社会保険等未加入建設業者であっても、発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、下請契約を認めるものとします。ただし、一次下請契約にあっては、発注者が指定する期間（1か月）内に当該建設業者が社会保険等に加入することを条件に一次下請契約を認めるものとします。

「特別の事情」とは

災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ア 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- イ 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ウ 他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- エ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

再下請負通知書

平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

元請名称 _____

【報告下請負業者】
住所 _____

会社名 _____
代表者名 _____

＜自社に関する事項＞

工事名称及び 工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大匠 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
	大匠 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	

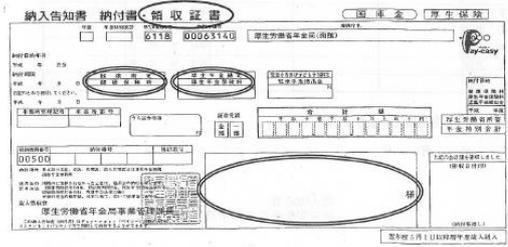
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険 雇用保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び意見 書出方法	安全衛生推進者名
※現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び意見 書出方法	※専門技術者名
※主任技術者名 専任 非専任	資格内容
資格内容	担当工事内容

外国人建設就労者の従事状況(有無) _____ 外国人技術実習生の従事状況(有無) _____

(記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること。
3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

確認書類の例



別紙4
平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号 _____ 事業所番号 _____

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____ 印 _____

電話番号 () () ()

2. 申請事由 _____

3. 証明事由

月 分	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	収納年月日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

記入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

拡大

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

※未加入と記載されていないかを確認してください。

なお、適用除外は、加入義務がない場合であり、未加入とは異なります。

詳細は、国土交通省の定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに関する Q&A」等に記載例があります。

2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達のため、平成31年度における総合評価落札方式一般競争入札を、次のとおり改正します。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事実績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事実績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 対象金額について

原則として、請負対象設計金額が1億円以上のものを対象とします。

(2) 対象業種について

災害復旧工事を除くすべての業種を対象とします。

(3) 評価項目について

型別	評価項目	平成30年度	平成31年度
簡易Ⅰ型		施工計画のみ	施工計画のほか 簡易Ⅱ型の評価項目を加える
簡易Ⅰ型 〔平成31年度から〕 簡易Ⅱ型	同種・類似工事の施工実績（直近15年間）	平成15年4月1日以降の施工実績	平成16年4月1日以降の施工実績
	工事成績評定点（直近3年間の平均）	平成27年度から平成29年度までの同一工種平均点 ※ただし、平成30年5月31日以前に公告を行う案件は、平成26年度から平成28年度までの平均点	平成28年度から平成30年度までの同一工種平均点 ※ただし、平成31年5月31日以前に公告を行う案件は、平成27年度から平成29年度までの平均点
	市内本店要件	配点 0.5点	配点 1.0点
簡易Ⅰ型 簡易Ⅱ型	市内における同種工事の元請施工実績（直近15年間）	—	配点 1.0点 （新たに加える）
	一次下請における市内企業の活用	—	配点 1.0点 （新たに加える）
	指定資材における市内企業からの調達	—	配点 1.0点 （新たに加える）
	施工体制（調査基準価格以上での応札）	—	配点 5.0点 （新たに加える）

(4) 採点方式について

自己採点方式を試行します。

(5) 受注件数の制限について

総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、5件を限度とします。

(平成30年度まで3件を限度)

※件数は、原則開札日の前日の状況とします。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事であっても完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合は、件数には含まないものとします。

※件数には、落札候補者となった工事を含むものとします。したがって、件数5件を超える者が、落札候補者となった場合は、当該入札を無効とします。なお、この場合においては、指名除外等ペナルティの対象外とします。

※落札決定は、開札日時の早いものから行います。

(6) 評価内容の担保(ペナルティ)について

受注者の提出した技術資料等に記載した内容が評価され、それにより得点を得ている場合、受注者の責によりその履行が満足されなかったときは、次のとおり工事成績評定点の減点等を行います。このため、技術資料等は内容の検討を十分行ったうえで作成してください。

未実施の評価内容ごとに工事成績評定点を、施工計画についての評価項目は各10点、その他の評価項目は各5点減点します。また、指名除外措置の対象とする場合があります。なお、受注者は技術資料等に記載した内容を施工計画書に明記することとし、検査時には適切な履行を行った事実が確認できるものを提出してください。

4 適用日

平成31年4月1日以降に公告する案件から適用します。

平成31年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計		6~10点		6~10点		
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)※2	2点	○	—	○	—
		小計		4点	2点	4点	2点
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む)※3	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無(直近15年間)※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
	小計		4点	4点	4点	4点	
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)地域内における同種工事の元請施工実績 (直近15年間)	1点	—	○	—	○
		小計		—	2点	—	2点
	5.地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動等	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
(3)東広島市公園里親制度における活動実績の 有無(前年度)		0.5点	○	○	○	○	
(4)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用		1点	○	○	○	○	
(5)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)		1点	○	○	○	○	
(6)市内企業からの指定資材調達割合		1点	○	○	○	○	
小計		4.75点	3.75点	4点	3.75点		
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※5	0.25点	○	○	○	○	
	小計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点	
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点)	5点	○	○	○	○	
	小計		5点	5点	5点	5点	
合計			18~28点	17~27点	17.25~ 27.25点	17~27点	

※1 平成16年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成28年度から平成30年度までの同一工種の平均点とする。

※3 (ただし、平成31年5月31日以前に公告を行う案件は、平成27年度から平成29年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85点以上	2.0
平均工事成績評定点 65点~85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※6 網掛け部分は平成31年度からの新設・改正項目である。

企業の地域貢献実績について

商号又は名称：

・東広島市内企業の活用割合（一次下請総額に占める、東広島市内企業への一次下請金額の割合）

1 入札金額		円
	（うち指定資材調達予定額	円）
2 一次下請予定金額 ※2枚目から転記	E	円
	F（うち指定資材調達予定額	円）
3 指定資材調達予定金額を除いた一次下請予定金額 G=E-F		円
4 市内企業の一次下請予定金額合計 ※2枚目から転記	A	円
	B（うち指定資材調達予定額	円）
5 市外企業の一次下請予定金額合計 ※2枚目から転記	C	円
	D（うち指定資材調達予定額	円）
6 指定資材調達予定金額を除いた市内企業の一次下請予定金額 H=A-B		円
7 市内企業の活用割合 H÷G×100（小数点以下切り捨て）		%

（注）

- 1 下請契約とは、一次下請との契約のうち、建設業法第2条第4項に係る建設工事を対象とする。したがって、交通誘導員、リース、運搬等に係る契約等は含めない。
- 2 「1 入札金額」の「うち指定資材調達予定額」は、様式第〇号の「3 指定資材調達予定金額合計(C)」と一致させること。不一致又は記載がされていない場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。
- 3 金額は円単位とし、消費税及び地方消費税は含めないこと。

1 市内企業の一次下請予定金額の内訳			
企業名	所在地	下請工事の内容	一次下請予定額
			円 (うち指定資材調達予定額)
市内企業の一次下請予定金額合計 ※1枚目の「4 市内企業の一次下請予定金額合計」と一致させること。			A 円 B (うち指定資材調達予定額) 円
2 市外企業の一次下請予定金額の内訳			
企業名	所在地	下請工事の内容	一次下請予定額
			円 (うち指定資材調達予定額)
市外企業の一次下請予定金額合計 ※1枚目の「5 市外企業の一次下請予定金額合計」と一致させること。			C 円 D (うち指定資材調達予定額) 円
合 計		E=A+C F=B+D	E 円 F (うち指定資材調達予定額) 円

(注)

- 1 下請契約とは、一次下請との契約のうち、建設業法第2条第4項に係る建設工事を対象とする。したがって、交通誘導員、リース、運搬等に係る契約等は含めない。
- 2 市内及び市外企業の一次下請予定金額の内訳欄の一次下請予定額に、指定資材の調達予定金額を含む場合は、「うち指定資材調達予定額」の欄に、様式第〇号の指定資材調達予定金額を記載すること。
- 3 金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を含めないこと。
- 4 この表で、全て記載できない場合は、この様式を複写して添付すること。

企業の地域貢献実績について

商号又は名称: _____

・東広島市内企業からの指定資材調達割合（指定資材調達総額に占める、東広島市内企業からの調達金額の割合）

1 市内企業からの指定資材調達予定金額の内訳				
	指定資材名	調達先企業名	東広島市内における本店、 営業所 又は工場の所在地	指定資材 調達予定金額
市 内			東広島市	円
			東広島市	円
合計 (A)				円
2 市外企業からの指定資材調達予定金額の内訳				
	指定資材名	調達先企業名	所在地	指定資材 調達予定金額
市 外				円
				円
				円
				円
				円
				円
合計 (B)				円
3 指定資材調達予定金額合計 (C) = (A) + (B)				円
4 指定資材調達予定金額に対する市内企業の割合 (A) ÷ (C) × 100 (小数点以下切捨て)				%

(注)

- 1 指定資材は、案件ごと別に定めるものとする。
- 2 「3 指定資材調達予定金額合計(C)」は、様式第〇号・1枚目の「1 入札金額」の「うち指定資材調達予定額」と一致させること。不一致又は記載がされていない場合は、当該項目及び関連項目は0点とする。
- 3 指定資材調達予定金額は、指定資材に係る金額のみを記載し、施工費等を含めないこと。
- 4 金額は円単位とし、消費税及び地方消費税額を含めないこと。
- 5 この表で全て記載できない場合は、この様式を複写して添付すること。

総合評価落札方式に係る「自己採点方式」について

1 自己採点方式とは

自己採点方式とは、東広島市が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他東広島市が評価する得点の合計点及び入札価格をもとに算出した評価値の最も高い者について、技術資料等の審査を行う方式です。

2 自己採点の対象

簡易Ⅰ型：「施工計画」、「企業の施工能力（工事成績評定点）」及び「施工体制」を除く評価項目

簡易Ⅱ型：「企業の施工能力（工事成績評定点）」及び「施工体制」を除く評価項目

※「施工計画」、「企業の施工能力（工事成績評定点）」及び「施工体制」は東広島市において採点します。

3 実施の時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

4 自己採点方式の概要

(1) 自己採点表の作成・提出について

- ① 入札参加希望者は、自己採点表及び技術資料の様式を、東広島市総務部契約課ホームページからダウンロードします。
- ② 入札参加希望者は、技術資料を作成し、その内容に基づき、自己採点表の自己採点欄に自ら評価した点数を記載します。（「別紙 1：提出イメージ」参照）
- ③ **簡易Ⅰ型の入札参加希望者**は、自己採点表と技術資料を別々の封筒に封入し、入札期間中に東広島市総務部契約課へ提出します。（電子入札システムを使用して提出することも可能です。）
簡易Ⅱ型の入札参加希望者は、自己採点表のみを封筒に封入し、入札期間中に東広島市総務部契約課へ提出します。（電子入札システムを使用して提出することも可能です。）

(2) 発注者の審査及び落札者の決定

- ① 開札後、入札金額が失格基準価格未満であった者、入札が無効になった者を除く入札者について、自己採点表と入札価格をもとに評価値を算出します。（東広島市採点分も含みます。）
- ② 簡易Ⅱ型については、①における評価値の上位 3 者に対してのみ、技術資料の提出を求めます。
- ③ 上位 3 者のうち評価値の最も高い者について、技術資料に基づき評価内容を審査します。
（「別紙 2：審査後イメージ」参照）
- ④ ③において自己採点表の得点に誤りがあった場合には、次の基準により採点を行います。
 - ア 過大評価（技術資料審査の結果、自己採点より得点が下がる場合）
誤りのあった評価内容について、審査後の得点の 1/2 をその評価内容の得点とします。
 - イ 過小評価（技術資料審査の結果、自己採点より得点が上がる場合）
誤りのあった評価内容について、評価を修正せず自己採点表のとおり得点とします。
 - ウ 提出された自己採点表又は技術資料等に書類の不足がある場合、及び必要事項等が記載され

ていない場合、その入札は無効とすることがあります。なお、この場合においては、指名除外措置等ペナルティーの対象外とします。

- ⑤ 審査の結果、自己採点が正しかった場合、自己採点表に誤りがあった場合でも評価値の最も高い者に変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定します。評価値の最も高い者が変動する場合は、変動後の評価値の最も高い者の審査を行い、以降、決定するまで審査を繰り返します。
- ⑥ ⑤で評価値の最も高い者について、(低入札価格調査、) 資格要件の確認を行い、総合評価審査委員会等を開催し、落札者を決定します。

(3) その他留意事項

- ① 評価後の配点に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を配点とします。
- ② 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに算出した評価値の最も高い者についてのみ技術資料を審査し、評価値が2位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。
- ③ 提出された自己採点表及び技術資料等は、書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできません。

この表はイメージ図です。
実際の評価項目及び配点は、この図のとおりとは限りません。

住所
商号又は名称
代表者氏名



工事名		〇〇年度 〇〇〇〇事業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事			入札公告・共通事項を参考に記入	
工事場所		東広島市〇〇〇〇				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点	得点	
1. 企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	2.0		
		公共工事発注の類似工事の実績あり	1.0			
		その他	0.0			
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)	平均工事成績評定点85点以上	2.0	2.0~0.0		
		平均工事成績評定点65点以上85点未満	2.0~0.0			
平均点65点未満又は実績なし		0.0				
小計						
2. 配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を評価しない場合)	技術士又は1級技士(同等資格含む。)	1.0	1.0		
		2級技士(同等資格含む。)	0.5			
		その他	0.0			
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	0.5		
		公共工事発注の類似工事の実績あり	0.5			
		その他	0.0			
	(3)施工経験工事の従事形態	監理技術者又は主任技術者	1.0	1.0		
		現場代理人	0.5			
		その他	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取得状況	20単位以上取得	1.0	0.5		
		10単位以上20単位未満取得	0.5			
		10単位未満又は取得なし	0.0			
小計				3.0		
3. 地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	東広島市内に本店を有している	1.0	1.0		
		東広島市内に本店を有していない	0.0			
	(2)地域内における同種工事の元請施工実績(直近15年間)	東広島市内における公共団体発注の同種工事の実績あり	0.5	1.0		
		東広島市内における施工実績なし	0.0			
小計				2.0		
4. 地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり(6回以上)	1.0	0.5		
		協定を締結し、応札実績あり(3回以上)	0.5			
		協定締結あり	0.25			
		協定締結なし	0.0			
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリパー制度)における活動実績の有無(前年度)	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	0.25		
		活動実績なし	0.0			
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無(前年度)	認定され、活動実績あり	0.5	0.5		
		活動実績なし	0.0			
	(4)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	主任(監理)技術者として配置	1.0	0.0		
		その他	0.0			
	(5)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	一次下請の市内活用率が〇%以上	1.0	0.5		
		一次下請の市内活用率が〇%以上	0.5			
一次下請の市内活用率が〇%未満		0.0				
(6)市内企業からの指定資材調達割合	指定資材の市内調達率が〇%以上	1.0	0.5			
	指定資材の市内調達率が〇%以上	0.5				
	指定資材の市内調達率が〇%未満	0.0				
小計				2.25		
5. 社会貢献	(1)障害者雇用の状況	法定雇用率の2倍以上(又は1名以上※)	0.25	0.0		
		法定雇用率以上	0.1			
		雇用していない	0.0			
	小計				0.0	
7. 施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保	調査基準価格以上での応札	5.0			
		調査基準価格未満での応札	0.0			
	小計					
合計						

この表はイメージ図です。
実際の評価項目及び配点は、この図のとおりとは限りません。

住所 〇〇市〇〇町〇〇〇
産号又は名称 〇〇〇建設株式会社
印

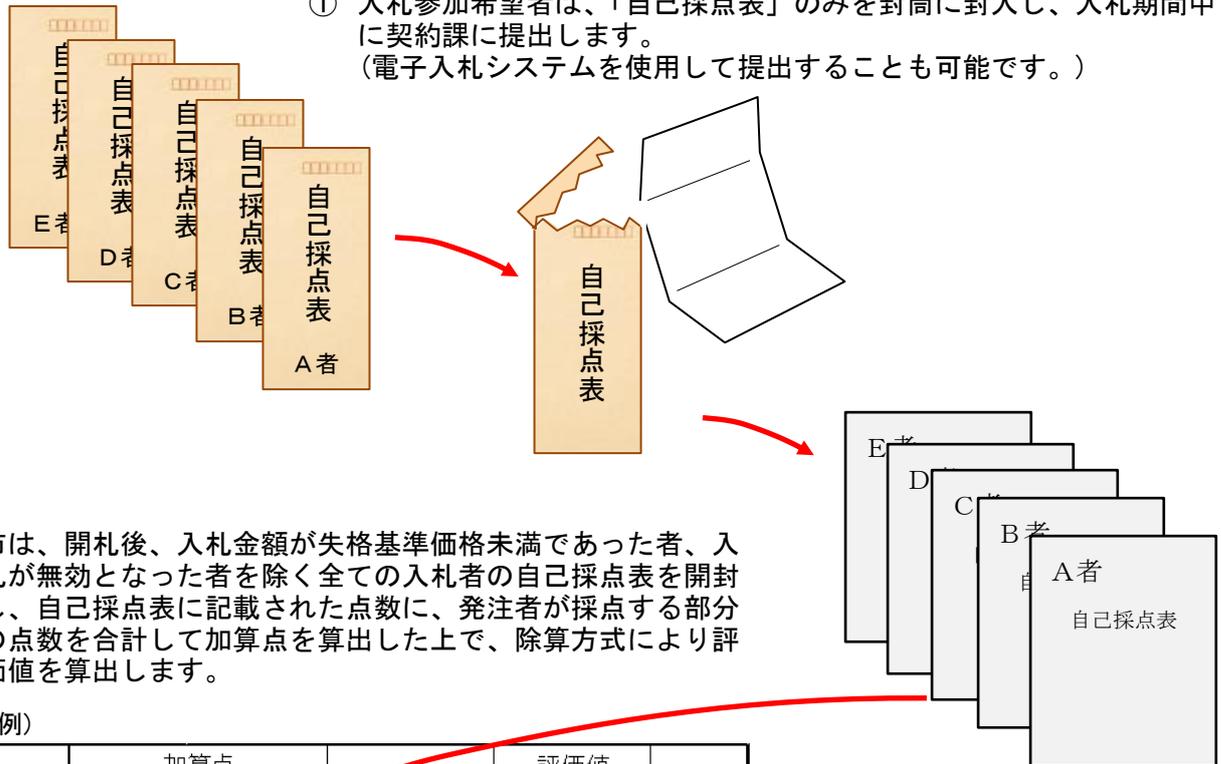
○過大評価の場合
「審査後の点」× 1/2 とする
・自己採点：2.0点
・市の審査：1.0点

○過小評価の場合
「自己採点」を修正しないものとする
・自己採点：0.5点
・市の審査：1.0点
→ 評価結果：0.5点(自己採点を採用)

工事名	〇〇年度 〇〇〇〇事業 〇〇〇				
工事場所	東広島市〇〇〇〇				
評価項目	評価内容	評価基準	自己採点	得点	
1. 企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	2.0	0.5 (1.0)
		公共工事発注の類似工事の実績あり	1.0		
		その他	0.0		
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)	平均工事成績評定点 85点以上	2.0	0.0	0.0
		平均工事成績評定点 65点以上85点未満	2.0~0.0		
平均点65点未満又は実績なし		0.0			
小計			2.0	0.5	
2. 配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を評価しない場合)	技術士又は1級技士(同等資格含む。)	1.0	1.0	1.0
		2級技士(同等資格含む。)	0.5		
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 (直近15年間)	〇	1.0	0.5	0.5
		×	0.0		
	(3)施工経験工事の従事形態	〇	1.0	1.0	1.0
×		0.0			
(4)継続教育(CPD)の取得状況	20単位以上取得	1.0	0.5	0.5 (1.0)	
	10単位以上20単位未満取得	0.5			
	10単位未満又は取得なし	0.0			
小計			3.0	3.0	
3. 地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	東広島市内に本店を有している	1.0	1.0	1.0
		東広島市内に本店を有していない	0.0		
	(2)地域内における同種工事の元請施工実績(直近15年間)	東広島市内における公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	1.0	1.0
東広島市内における施工実績なし		0.0			
小計			2.0	2.0	
4. 地域貢献の実績	(1)災害応急対策活動の有無	協定を締結し、応札実績あり(6回以上)	1.0	0.5	0.5
		協定を締結し、応札実績あり(3回以上)	0.5		
		協定締結あり	0.25		
		協定締結なし	0.0		
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリパー制度)における活動実績の有無(前年度)	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	0.25	0.25
		活動実績なし	0.0		
	(3)東広島市公園里親制度における活動実績の有無(前年度)	認定され、活動実績あり	0.5	0.5	0.5
		活動実績なし	0.0		
	(4)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	主任(監理)技術者として配置	1.0	0.0	0.0
		その他	0.0		
(5)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	一次下請の市内活用率が〇%以上	1.0	0.5	0.5	
	一次下請の市内活用率が〇%以上	0.5			
	一次下請の市内活用率が〇%未満	0.0			
(6)市内企業からの指定資材調達割合	指定資材の市内調達率が〇%以上	1.0	0.5	0.5	
	指定資材の市内調達率が〇%以上	0.5			
	指定資材の市内調達率が〇%未満	0.0			
小計			2.25	2.25	
5. 社会貢献	(1)障害者雇用の状況	法定雇用率の2倍以上(又は1名以上※)	0.25	0.0	0.0
		法定雇用率以上	0.1		
		雇用していない	0.0		
小計			0.0	0.0	
7. 施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保	調査基準価格以上での応札	5.0	5.0	5.0
		調査基準価格未満での応札	0.0		
小計			5.0	5.0	
合計			14.25	12.75	

自己採点方式について(簡易Ⅱ型の場合)

- ① 入札参加希望者は、「自己採点表」のみを封筒に封入し、入札期間中に契約課に提出します。
(電子入札システムを使用して提出することも可能です。)

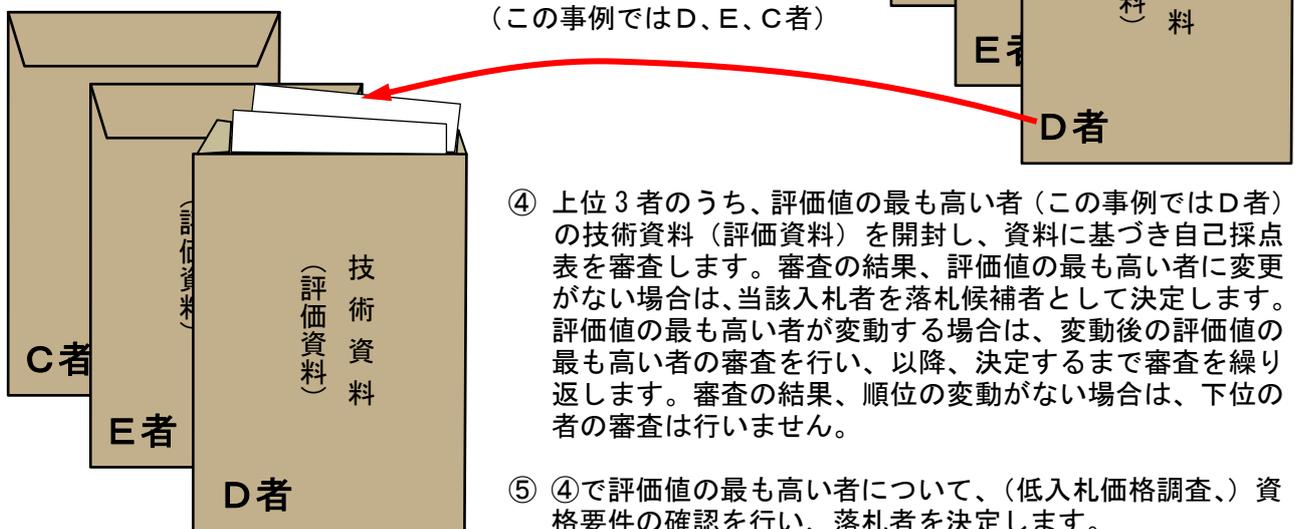


- ② 市は、開札後、入札金額が失格基準価格未満であった者、入札が無効となった者を除く全ての入札者の自己採点表を開封し、自己採点表に記載された点数に、発注者が採点する部分の点数を合計して加算点を算出した上で、除算方式により評価値を算出します。

(例)

業者名	加算点		入札価格 (d)	評価値	順位
	合計(b)	20点換算(c) $=20 \times (b/18)$		$(c+100)/d \times 1,000,000$	
D者	12,538点	13,931点	¥185,930,000	0.6128	1
E者	9,397点	10,441点	¥186,599,000	0.5919	2
C者	8,882点	9,868点	¥186,680,000	0.5885	3
A者	6,640点	7,377点	¥185,830,000	0.5778	4
B者	4,834点	5,371点	¥186,000,000	0.5665	5

- ③ 評価値の高い上位3者から、技術資料(評価資料)の提出を求めます。
(この事例ではD、E、C者)



- ④ 上位3者のうち、評価値の最も高い者(この事例ではD者)の技術資料(評価資料)を開封し、資料に基づき自己採点表を審査します。審査の結果、評価値の最も高い者に変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定します。評価値の最も高い者が変動する場合は、変動後の評価値の最も高い者の審査を行い、以降、決定するまで審査を繰り返します。審査の結果、順位の変動がない場合は、下位の者の審査は行いません。

- ⑤ ④で評価値の最も高い者について、(低入札価格調査、)資格要件の確認を行い、落札者を決定します。

※ 簡易Ⅰ型の場合は、簡易Ⅱ型の例とは異なり、全者、事前に技術資料の提出が必要です。

3 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、平成31年度も引き続き実施します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	平成31年4月1日施行予定の東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク27件程度（各ランク各町3件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

なお、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均工事成績評定点を使用します。

設定要件
次の①又は②のいずれかを満たす者 ①自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者 ②平成28年度から30年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※平成28年度から30年度までの工事成績評定点が1件以上3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）とします。

※平成28年度から30年度までの平均工事成績評定点は、平成31年6月以降に、平成28年度から30年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して、検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）を通知します。

※平成31年度中は②にあてはまる者も複数回入札に参加できます。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参加できない者
自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点未満の者

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

平成31年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（平成30年度の平均工事成績評定点が平成31年6月1日以降に通知されるため。）

4 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る工事成績評定の対象工事の緩和について

1 趣旨

東広島市工事成績評定要領における対象工事についての条項に、災害復旧工事の取扱いを追加します。

2 改正内容

工事成績評定の対象工事は、請負金額 500 万円を超える請負工事としているが、「災害復旧工事のうち市長が必要ないと認めたもの」として、次の工事を工事成績評定の対象工事から除外します。

- ① 当初請負金額 3 5 0 0 万円未満の災害復旧工事
- ② 緊急を要する応急工事

これに伴い、東広島市工事成績評定要領を次のとおり改定します。

【東広島市工事成績評定要領】

(対象工事)
第2条 成績評定の対象となる工事は、請負金額が 500 万円を超える請負工事とする。 <u>ただし、次に掲げる工事のうち市長が必要ないと認めたものは、評定の対象としないことができる。</u>
<u>(1) 電気、ガス、水道又は電話の引込工事</u>
<u>(2) 部品交換等の単純工事</u>
<u>(3) 災害復旧工事</u>

3 適用期間

平成30年12月1日以降に公告・指名又は見積依頼する工事から当分の間。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事または公告・指名・見積依頼をした工事についても、受注者と協議の上、この取扱いを適用できるものとします。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とします。

5 工事関係書類の簡素化について

①施工計画書の記載事項の簡素化要領について

1 趣旨

本市が発注する土木工事において、広島版土木工事共通仕様書第1-1-1-4条 施工計画書のただし書「維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」の適用範囲を明確化するため、「施工計画書の記載事項の簡素化要領」を制定します。

2 対象

次のいずれかに該当する工事は、本要領の対象とします。

- ① 当初請負金額500万円未満の工事
- ② 当初請負金額3500万円未満の災害復旧工事（平成30年7月豪雨に伴う緩和措置であり、対象期間は当分の間とします）
- ③ 当初工期が90日未満の工事

3 内容

表：施工計画書の記載内容の一部を省略することができるもの

省略することができる事項	記載が必要な事項
(1) 工事概要	(2) 計画工程表（履行報告は省略可）
(3) 現場組織表	(6) 主要資材
(4) 指定機械	(7) 施工方法
(5) 主要船舶・機械	(8) 施工管理計画
(13) 現場作業環境の整備	(9) 安全管理
(15) その他	(10) 緊急時の体制及び対応
(17) 現場環境改善等の実施内容	(11) 交通管理
(18) 安全・訓練の活動計画	(12) 環境対策
	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
	(16) 段階確認に関する事項

◆これはあくまでも記載のみを省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要があります。また、実施状況を適宜整理し、発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示する必要があります。

◆監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載するものとします。

4 適用日等

平成30年12月1日以降に公告・指名又は見積依頼する工事から適用します。

なお、適用日以前に契約済の工事または公告・指名・見積依頼をした工事についても、監督員の指示によりこの取扱いを適用できるものとします。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とします。

②工事写真の電子納品について〔試行〕

1 趣旨

受発注者の工事関係書類に係る負担軽減・書類の減量化を図るため、現在紙媒体としている工事写真を電子媒体（CD-R 等）での納品を可能とします。

2 対象

工事中情報共有システムを利用している土木工事

3 内容

- ・「工事写真」の納品は、電子媒体又は紙媒体のいずれかとします。
- ・電子納品物は、「広島県電子納品実施要領」に準拠し作成します。
- ・工事写真の電子納品を行った場合、写真は、電子検査*とします。

※電子検査とは、書類を紙に出力せずに電子データを利用して行う検査をいいます。

4 適用日等

平成31年4月1日以降に公告・指名又は見積依頼する工事から適用します。

6 その他

(1) 災害時の発注について

対応のお礼と今後の応札のお願い。

(2) 随意契約の依頼方法について

資料の26ページから27ページをご確認ください。

(3) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

資料の28ページをご確認ください。

(4) 平成31・32年度競争入札参加資格申請について

平成31・32年度の建設工事の競争入札参加資格認定に係る発注者別評価項目に、「広島保護観察所への協力雇用主としての登録」、「暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録」、「広島県働き方改革実践企業認定制度における認定」に関する事項を新たに追加いたしました。

資格の認定については、平成30年11月30日までに受け付けた申請について審査し、認定通知を平成31年4月1日付で通知する予定です。

(2) 随意契約の依頼方法について

随意契約の見積もり依頼では、電子又は書面のいずれかで参加できる案件を試行しています。

平成30年2月13日

競争見積・特命随契（建設工事等）に関する注意事項

東 広 島 市
(総務部契約課)

東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）、随意契約締結に係る事務取扱要領（平成2年7月1日制定）及び次の注意事項等に留意して見積書を提出してください。**なお、見積書の提出を辞退する場合は、辞退届の提出が必要です。**

1 対象

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）を対象とする。

2 見積書の提出方法

見積書記載金額は、消費税を除くものとする。見積書は、電子入札等システムにより提出する（電子参加）方法又は書面により提出する（書面参加）方法により提出すること。書面参加において、郵送等により見積書を提出する場合は、見積書受付締切日時（以下「見積書提出限」という。）までに到達するようにしなければならないものとし、見積書提出期限までに到達しないものは、見積書提出期限後に提出があったものとみなす。なお、電子参加の方法と書面参加の方法の両方の方法により見積書を提出した者は、当該見積を無効とする。

郵送等とは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。

3 電子参加する場合の注意事項

東広島市電子入札実施要領に基づき、見積書を提出すること。予定価格を事前公表している場合は、見積書提出時に見積金額の積算内訳書（随意契約締結に係る事務取扱要領で定める様式を使用すること。以下同じ。）を提出すること。

電子入札等システムにおける案件の登録は、「指名競争入札」の機能を利用している。電子入札等システムにおいて、「指名競争入札」とあるのは「随意契約」と、「入札」とあるのは「見積」と、「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 書面参加する場合の注意事項

工事（業務）名を記載した封筒に入れ、見積書を提出すること。予定価格を事前公表している場合は、見積書提出時に見積金額の積算内訳書を提出すること。割印を欠く積算内訳書が提出された場合は、当該見積を無効とする。郵送等による見積書の提出は、随意契約締結に係る事務取扱要領に基づき行うこと。封筒の作成方法は、「随意契約に係る見積書及び積算内訳書の封筒の作成例」を参照すること。

5 同価格の見積書提出者が2者以上ある場合

最低価格の見積をした者が2者以上あるとき等、契約の相手方に最もふさわしいものが複数いる場合は、電子くじによるくじ引きを行う。電子くじの実施に必要な電子くじ番号（数字3桁）は、電子参加する者にとっては、見積書提出時に電子入札等システムに入力すること。書面参加する者にとっては、開札時に電子入札等システムが自動生成する番号を見積書提出者の電子くじ番号とする。

両方の方法で提出しないように注意してください。

随意契約の機能で登録していないのでご注意ください。

書面で参加する場合は、従来の随意契約の方法によります。

6 再度見積もり（予定価格非公表の場合）

予定価格を非公表としている場合において、予定価格に達した見積がないときは再度2回まで見積書を提出できるものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度見積書を提出することはできないものとする。

7 質問書の提出期間及び回答書の閲覧期間

質問書の提出期間及び回答書の閲覧期間を設定する建設工事等は、見積通知書に記載するものとする。

8 回答書の閲覧方法

回答書は、東広島市ホームページに掲載するものとする。

※東広島市ホームページ掲載場所

東広島市トップページ > 組織から探す > 総務部 > 契約課
> 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（随意契約見積依頼）

9 辞退届の提出方法

見積の依頼を受けた者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができる。

辞退の方法は、随意契約締結に係る事務取扱要領第5条の規定に基づき行うこと。見積書提出期限までに見積書を提出しなかった者（次の方法により辞退届を提出した者を除く。）は、欠席したものとして取り扱う。なお、欠席した者については、建設業者等指名除外基準要綱（平成7年12月14日制定）別表第11項（入札不参加）に基づく指名除外措置の対象となる場合がある。

(1) 電子参加の場合

電子入札等システムを利用して辞退することができる。

(2) 書面参加の場合

次のいずれかの方法による。ただし、いずれにおいても見積書提出期限までに到達させること。

ア 見積辞退届を契約課に直接持参又は郵送等により提出する方法

イ 辞退する旨を明記した見積書を契約課に直接提出する方法

10 見積顛末書（見積結果）の公表

見積顛末書は、契約課窓口及び東広島市ホームページに掲載するものとする。

※東広島市ホームページ掲載場所

東広島市トップページ > 組織から探す > 総務部 > 契約課
> 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（随意契約見積依頼）

11 契約に係る注意事項

建設工事においては、契約締結時に経営事項審査の総合評定値通知書を提出又は提示すること。当該通知書を提出又は提示しない場合、若しくは提出又は提示された当該通知書の有効期限が切れている場合は、契約を締結しないものとする。

見積を辞退する場合に、辞退届が必要な案件か必ず確認をしてください。

見積顛末に関する連絡は契約相手方のみに行います。

契約締結時に経営事項審査の総合評定値通知書を持参してください。

(3) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

2 内容

次表の適用金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）

請負対象設計金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価 3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2	2件以内 ※2
2号工事・総合評価 3,500万円未満 （建築一式工事は、7,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。

※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。

※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

3 適用期間

平成30年9月18日から当分の間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。